

第 7 章 介護保険



1. 介護保険制度

介護保険制度は、加齢による病気等で介護を要する状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理が必要な方に対して、要介護状態または要支援状態の軽減又は悪化の防止に役立つとともに、可能な限り、自分の住まいで、自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の心身の状況や環境等に応じて、利用者の選択に基づいた適切な保健医療サービスを総合的かつ効率的に提供する制度として、国民の共同連帯の理念に基づき、平成12年4月に創設されました。

2. 第1号被保険者の現状

介護保険制度における被保険者は、第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40歳以上～65歳未満）に区分けされ、第1号被保険者で要介護認定を受けた方や、特定疾病が原因で介護が必要であると認定された第2号被保険者が、介護サービスを利用できます。

本市の第1号被保険者は、対前年比で約2%の伸び率を示し高齢化が進行しています。

第1号被保険者数等

各年度3月末日現在（単位：人）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
第1号被保険者数	17,987	18,699	19,286	19,837	20,270
65歳～74歳	9,126	9,547	10,030	10,585	10,930
75歳～	8,861	9,152	9,256	9,252	9,340
(再掲) 外国人被保険者	129	130	138	135	140
(再掲) 住所地特例者	104	129	150	147	165

所得段階別第1号被保険者数（各年度3月末現在）

（単位：割・人）

所得段階	基準割合	平成29年度 被保険者数	平成30年度 被保険者数	令和元年度 被保険者数	令和2年度 被保険者数	令和3年度 被保険者数
第1段階	0.45	4,580	4,658	4,804	4,781	4,852
第2段階	0.65	1,103	1,150	1,218	1,267	1,358
第3段階	0.75	989	1,006	1,028	1,058	1,187
第4段階	0.90	2,578	2,643	2,600	2,580	2,590
第5段階	1.00	1,557	1,616	1,644	1,690	1,676
第6段階	1.25	2,476	2,640	2,836	3,008	2,987
第7段階	1.30	2,086	2,184	2,286	2,361	2,614
第8段階	1.55	958	1,053	1,086	1,205	1,180
第9段階	1.60	517	526	558	568	496
第10段階	1.80	303	325	310	330	347
第11段階	1.85	176	198	208	207	212
第12段階	2.00	225	227	230	259	262
第13段階	2.05	125	145	137	129	151
第14段階	2.30	314	328	341	394	358
合 計	-	17,987	18,699	19,286	19,837	20,270

※平成27年度からは従来の第7～10段階を各2段階に分け、14段階へとさらに多段階化しました。

保険料段階は原則9段階のところ、市町村民税本人課税層（第6段階以降）の区分を増やし全体で10段階以上に設定することで、より所得状況に対応した保険料を設定することができます。

3. 要介護認定者の現状

(1) 要介護・要支援認定 --- 1款3項1目・2目

介護サービスの要介護・要支援認定は、一次判定（認定調査、主治医意見書）の結果と特記事項、主治医意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が「介護認定審査会」で審査を行い介護度が認定されます。

①認定者数(3月末)

(単位：人)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
要支援1	総数	188	167	204	187	209
	1号被保険者	180	161	200	184	204
	2号被保険者	8	6	4	3	5
要支援2	総数	326	340	419	435	452
	1号被保険者	300	312	389	411	426
	2号被保険者	26	28	30	24	26
要介護1	総数	516	523	583	622	606
	1号被保険者	500	505	570	610	596
	2号被保険者	16	18	13	12	10
要介護2	総数	526	574	594	564	564
	1号被保険者	514	562	576	547	551
	2号被保険者	12	12	18	17	13
要介護3	総数	426	478	486	508	515
	1号被保険者	411	461	468	487	492
	2号被保険者	15	17	18	21	23
要介護4	総数	546	567	556	579	620
	1号被保険者	536	556	544	568	611
	2号被保険者	10	11	12	11	9
要介護5	総数	350	346	350	366	367
	1号被保険者	340	333	335	354	351
	2号被保険者	10	13	15	12	16
合 計	総数	2,878	2,995	3,192	3,261	3,333
	1号被保険者	2,781	2,890	3,082	3,161	3,231
	2号被保険者	97	105	110	100	102
認定率	1号被保険者	15.5%	15.5%	16.0%	15.9%	15.9%

※平成28年3月より介護予防・日常生活支援総合事業を実施。詳細は、6. 地域支援事業のページを参照下さい。

②訪問調査状況

(単位：件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
委託	18	22	21	3	3
市	2,976	2,704	2,845	1,824	1,903
合計	2,994	2,726	2,866	1,827	1,906

③認定審査会開催状況

(単位：回)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
回数	88	83	83	57	61
件数	3,008	2,739	2,753	1,854	1,939

※令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護認定調査が困難な場合において、認定有効期間を従来の期間に12ヶ月延長の臨時的な取扱いが適用されたことで、訪問調査及び認定審査会の開催が減になっています。

(2) 在宅サービス

要支援・要介護に認定されると、介護サービスを利用することができますが、利用する前に介護支援専門員による介護（介護予防）サービスケアプランを作成する必要があります。

居宅サービス利用者数は、次のとおりです。

①居宅介護(介護予防) サービス延べ受給者数					(単位：人)
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
要支援1	968	1,000	965	1,024	980
要支援2	2,467	2,442	2,696	3,036	3,200
要介護1	4,751	4,901	5,233	5,652	5,674
要介護2	4,770	5,563	5,910	5,690	5,611
要介護3	3,844	3,729	4,099	4,307	4,494
要介護4	3,283	3,634	3,364	3,528	4,140
要介護5	2,214	2,203	2,376	2,431	2,670
合 計	22,297	23,472	24,643	25,668	26,769

在宅の生活をしながら受けられるサービスには下記のサービスがあり、利用件数は次のとおりです。

②居宅介護（介護予防）サービス利用延べ件数---2款1項1目・2款2項1目（単位：件）

サービス名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
訪問介護	3,422	3,393	3,519	3,728	4,040
訪問入浴介護	75	104	115	137	175
訪問看護	1,216	1,501	1,688	1,980	2,262
訪問リハビリテーション	955	1,014	1,092	1,057	1,125
通所介護	12,276	13,037	13,981	13,814	14,193
通所リハビリテーション	4,083	4,233	4,355	3,943	3,860
福祉用具貸与	13,703	14,876	16,509	17,787	18,917
居宅療養管理指導	2,269	2,484	2,825	3,125	3,808
短期入所	793	826	888	704	753
特定施設入居者生活介護	643	581	536	608	667
合 計	39,435	42,049	45,508	46,883	49,800

③福祉用具購入（介護保険法第44条及び第56条） --- 2款1項3目・2款2項2目

排泄や入浴に使われる用具の購入費を支給します。要介護度にかかわらず、利用できる上限額は年間10万円です。

(単位：件・円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
支給件数	189	205	214	239	235
支給額	3,993,905	4,252,916	4,905,185	5,544,799	5,312,991
1人当り支給額	21,132	20,746	22,921	23,200	22,608

④住宅改修（介護保険法第45条及び第57条） --- 2款1項4目・2款2項3目

家庭で手すりの取り付けや段差解消などの小規模な改修を行なった場合、その改修費用が支給されます。要介護度にかかわらず、利用できる上限額は20万円です。

(単位：件・円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
支給件数	148	151	135	152	117
支給額	14,149,625	15,529,692	14,012,996	15,576,146	13,312,554
1人当り支給額	95,606	102,846	103,800	102,475	113,783

⑤高額介護サービス費 （介護保険法第51条及び第61条） --- 2款4項1目・2款4項3目

利用者が同月内に受けたサービスの利用者負担の合計（同世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が利用者負担の上限額を超えた分につき、申請をして払い戻しを受けることができます。

（単位：件・円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
支給件数	11,339	11,688	13,107	13,140	13,400
支給額	117,376,786	129,379,849	159,203,356	171,540,711	170,552,483
1人当り支給額	10,352	11,069	12,146	13,055	12,728

⑥高額医療合算介護サービス費 （介護保険法第51条の2及び第61条の2） --- 2款5項1目・2目

世帯内の同一の医療保険の加入者について、毎年8月から1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担（入院時の食費負担や差額ベッド代等は含みません。）を合計し、基準額を超えた分につき、申請により支給します。（平成20年4月1日開始、平成21年8月支給申請開始）

（単位：件・円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
支給件数	354	387	437	454	506
支給額	11,464,572	12,356,091	14,346,908	13,908,543	17,680,141
1人当り支給額	32,386	31,928	32,830	30,636	34,941

（3）施設サービス （介護保険法第48条） --- 2款1項2目

要介護と認定された者のみが施設サービスを利用できます。リハビリテーション中心か、介護が中心か、または医療上のケアがどの程度必要かによって入所する施設を選択します。

平成30年4月より創設されることとなった「介護医療院」は、長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設です。

施設介護サービス延べ受給者数

（単位：人）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
福祉施設	2,800	2,822	2,910	2,929	2,791
老健施設	2,649	2,502	2,430	2,492	2,628
療養型施設	126	85	15	17	3
介護医療院	-	150	350	365	340
合 計	5,575	5,559	5,705	5,803	5,762
月平均	465	463	475	484	480

(4) 地域密着型サービス --- 2款1項6目・2款2項5目

(介護保険法第42条の2及び54条の2)

平成18年4月、介護保険制度の改正により、高齢者が要介護（支援）状態となっても、住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から地域密着型サービスが創設されました。この制度は、原則として本市の被保険者のみが宜野湾市在事業所のサービスを受けられることや、市が事業所の指定及び指導監督権限を有し、主体となってサービスの適切な運営を確保できることが挙げられます。

本市においては、これまで「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」、「認知症対応型通所介護」、「小規模多機能型居宅介護」、「地域密着型通所介護」、「共用型認知症対応型通所介護」の5つのサービスを実施しています。

県からの権限移譲により、平成28年4月からは定員18名以下の通所介護事業が「地域密着型通所介護」として新たに指定され、サービスを提供しています。

※事業所一覧は巻末、資料「宜野湾市内社会福祉施設等一覧表」を参照。

①地域密着型（介護予防）サービス延べ受給者数

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
要支援1	72	44	35	8	19
要支援2	57	39	14	35	35
要介護1	935	965	999	1,058	994
要介護2	841	909	957	863	818
要介護3	907	928	895	877	971
要介護4	515	548	420	424	558
要介護5	259	276	382	342	339
合 計	3,586	3,709	3,702	3,607	3,734

②地域密着型サービス利用延べ件数

(単位：件)

サービス名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
認知症対応型共同生活介護	634	730	742	787	849
認知症対応型通所介護	456	418	431	467	545
小規模多機能型居宅介護	960	834	820	803	835
地域密着型通所介護	1,613	1,773	1,741	1,582	1,539
合 計	3,663	3,755	3,734	3,639	3,768

サービス名（款項目）		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和２年度		令和３年度	
		件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
①介護サービス等諸費（２－１）（要介護１～５）		62,447	4,665,031,735	66,105	4,796,171,758	70,727	5,099,108,326	71,983	5,217,524,442	75,336	5,381,639,107
	居宅介護サービス給付費（２－１－１）	35,516	2,478,515,631	38,066	2,529,543,126	41,174	2,719,056,525	42,079	2,768,154,941	44,818	2,862,269,270
	訪問サービス	7,538	278,845,105	8,056	274,381,786	8,781	291,076,184	9,425	331,108,963	10,819	381,925,154
	訪問介護	3,417	188,338,200	3,393	170,620,536	3,519	182,235,200	3,728	212,172,642	4,040	244,507,968
	訪問入浴介護	75	6,144,748	104	8,562,090	115	9,739,584	137	11,873,791	175	11,178,316
	訪問看護	1,112	47,551,350	1,388	56,162,962	1,555	55,059,148	1,776	62,328,076	2,029	73,798,019
	訪問リハビリテーション	716	24,657,613	755	26,398,768	852	29,768,095	784	28,907,407	868	33,567,438
	居宅療養管理指導	2,218	12,153,194	2,416	12,637,430	2,740	14,274,157	3,000	15,827,047	3,707	18,873,413
	通所サービス	15,102	1,908,445,738	16,154	1,972,355,060	17,313	2,135,603,242	16,779	2,116,767,200	17,028	2,134,206,857
	通所介護	12,256	1,661,795,208	13,037	1,723,559,347	13,981	1,860,023,982	13,814	1,864,105,978	14,193	1,893,624,713
	通所リハビリテーション	2,846	246,650,530	3,117	248,795,713	3,332	275,579,260	2,965	252,661,222	2,835	240,582,144
	短期入所サービス	783	53,340,081	827	52,076,369	882	58,848,944	703	55,762,453	752	53,702,008
	短期入所生活介護	497	31,862,307	534	34,742,358	580	36,909,437	457	35,477,128	576	39,660,315
	短期入所療養介護（療養型）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	短期入所療養介護（老健）	286	21,477,774	281	16,959,359	302	21,939,507	246	20,285,325	176	14,041,693
	短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	5	351,810	0	0	0	0	0	0
	特別診療費・特別療養費・特定診療	0	0	7	22,842	0	0	0	0	0	0
	福祉用具貸与	11,496	123,834,182	12,505	132,863,911	13,708	143,790,461	14,628	159,630,584	15,596	171,242,891
	特定施設入居者生活介護	597	114,050,525	524	97,866,000	490	89,737,694	544	104,885,741	623	121,192,360
	施設介護サービス給付費（２－１－２）	5,971	1,402,872,688	5,941	1,447,051,020	6,085	1,533,744,001	6,204	1,593,237,427	6,114	1,596,870,172
	介護老人福祉施設サービス	2,800	665,031,861	2,823	696,614,863	2,910	740,779,483	2,929	767,868,634	2,791	732,618,306
	介護老人保健施設サービス	2,651	700,849,005	2,503	676,083,069	2,430	662,881,574	2,493	696,436,801	2,628	744,042,540
	介護療養型医療施設	126	33,396,051	85	22,603,636	15	5,320,665	17	6,325,173	3	707,616
	介護医療院	-	-	150	46,550,878	350	118,709,678	365	115,913,627	340	111,677,630
	特定診療費	126	1,503,821	85	1,040,542	15	62,973	17	55,512	3	6,156
	特別療養費	268	2,091,950	145	1,472,236	0	0	0	0	0	0
	特別診療費	-	-	150	2,685,796	350	5,847,428	365	6,407,100	340	7,644,674
	緊急時施設診療費	-	-	-	-	15	142,200	18	230,580	9	173,250
	居宅介護福祉用具購入費（２－１－３）	128	2,868,381	148	3,136,430	138	3,425,534	169	4,119,696	180	4,161,622
	居宅介護住宅改修費（２－１－４）	87	8,272,328	102	10,148,272	74	7,393,097	103	10,571,046	81	8,975,234
	居宅介護サービス計画給付費（２－１－５）	17,209	245,897,423	18,176	271,073,224	19,572	287,054,316	19,827	303,229,120	20,428	320,166,460
	地域密着型介護サービス給付費（２－１－６）	3,536	526,605,284	3,672	535,219,686	3,684	548,434,853	3,601	538,212,212	3,715	589,196,349
	認知症対応型通所介護	450	55,509,073	406	53,124,023	424	52,751,510	464	54,240,999	543	75,808,834
	小規模多機能型居宅介護	839	157,985,104	763	138,272,484	777	151,749,540	768	146,809,289	784	162,627,255
	認知症対応型共同生活介護	634	154,184,628	730	175,743,853	742	188,216,917	787	199,091,549	849	215,819,861
	地域密着型通所介護	1,613	158,926,479	1,773	168,079,326	1,741	155,716,886	1,582	138,070,375	1,539	134,940,399

サービス名（款項目）	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和２年度		令和３年度	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
②介護予防サービス等諸費（２－２）（要支援１・２）	7,386	96,713,488	7,366	91,756,711	7,985	93,797,787	8,789	102,548,312	9,117	104,881,603
介護予防サービス給付費（２－２－１）	3,919	68,256,455	3,990	66,709,343	4,334	67,700,010	4,804	76,226,589	4,982	77,370,901
訪問サービス	399	10,444,860	440	11,095,231	458	11,408,743	602	15,793,705	591	16,181,929
訪問介護	5	102,789	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問看護	104	3,367,899	113	2,783,397	133	3,086,035	204	5,675,640	233	7,471,020
訪問リハビリテーション	239	6,765,516	259	8,029,830	240	7,855,584	273	9,336,016	257	8,123,666
居宅療養管理指導	51	208,656	68	282,004	85	467,124	125	782,049	101	587,243
通所サービス	1,257	41,468,942	1,116	36,656,332	1,023	36,107,346	978	35,986,875	1,025	37,325,907
通所介護	20	841,873	0	0	0	0	0	0	0	0
通所リハビリテーション	1,237	40,627,069	1,116	36,656,332	1,023	36,107,346	978	35,986,875	1,025	37,325,907
短期入所サービス	10	309,575	6	190,178	6	137,090	1	20,655	1	54,405
短期入所生活介護	7	176,339	3	61,073	4	58,322	1	20,655	0	0
短期入所療養介護（療養型）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（老健）	3	133,236	3	129,105	2	78,768	0	0	1	54,405
短期入所療養介護（介護医療院）	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	2,207	12,655,996	2,371	14,248,409	2,801	16,868,261	3,159	19,287,922	3,321	20,174,976
特定施設入居者生活介護	46	3,377,082	57	4,519,193	46	3,178,570	64	5,137,432	44	3,633,684
介護予防福祉用具購入費（２－２－２）	61	1,125,524	57	1,116,486	76	1,479,651	70	1,425,103	55	1,151,369
介護予防住宅改修費（２－２－３）	61	5,877,297	49	5,381,420	61	6,619,899	49	5,005,100	36	4,337,320
介護予防サービス計画給付費（２－２－４）	3,218	14,200,980	3,187	14,336,400	3,464	15,282,180	3,825	16,779,770	3,990	17,956,110
地域密着型介護予防サービス給付費（２－２－５）	127	7,253,232	83	4,213,062	50	2,716,047	41	3,111,750	54	4,065,903
認知症対応型通所介護	6	114,318	12	237,753	7	229,626	3	158,058	2	34,407
小規模多機能型居宅介護	121	7,138,914	71	3,975,309	43	2,486,421	38	2,953,692	52	4,031,496
認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③その他諸費（２－３）	68,353	5,604,946	57,314	4,699,748	70,495	5,819,592	79,121	6,567,043	82,858	6,726,586
審査支払手数料（２－３－１）	68,353	5,604,946	57,314	4,699,748	70,495	5,819,592	79,121	6,567,043	82,858	6,726,586
④高額介護サービス等費（２－４）	11,339	117,376,786	11,688	129,379,849	13,107	159,203,356	13,140	171,540,711	13,400	170,552,483
高額介護サービス費（２－４－１）（要介護１～５）	11,303	117,363,529	11,658	129,311,567	13,073	159,172,694	13,113	171,523,245	13,362	170,539,586
高額介護予防サービス費（２－４－３）（要支援１・２）	36	13,257	30	68,282	34	30,662	27	17,466	38	12,897
⑤高額医療合算介護サービス等費（２－５）	354	11,464,572	387	12,356,091	437	14,346,908	454	13,908,543	506	17,680,141
高額医療合算介護サービス費（２－５－１）（要介護１～５）	347	11,438,565	379	12,299,224	430	14,272,247	451	13,906,125	501	17,588,669
高額医療合算介護予防サービス費（２－５－２）（要支援１・２）	7	26,007	8	56,867	7	74,661	3	2,418	5	91,472
⑥特定入所者介護サービス等費（２－６）	4,345	147,472,455	4,302	153,271,650	4,392	159,102,155	4,382	162,923,474	4,249	144,426,920
特定入所者介護サービス費（２－６－１）（要介護１～５）	4,340	147,436,055	4,299	153,244,870	4,391	159,097,235	4,382	162,923,474	4,248	144,425,140
特定入所者介護予防サービス費（２－６－２）（要支援１・２）	5	36,400	3	26,780	1	4,920	0	0	1	1,780
合　　計　①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥（件数は③を除く）	85,871	5,043,663,982	89,848	5,187,635,807	96,648	5,531,378,124	98,748	5,675,012,525	102,608	5,825,906,840

4. 介護保険料

介護保険制度では、3年間の介護給付費の見込量等を基に介護保険料を見直しすることになっております。

本市では、第8期の介護保険事業計画の策定に当たり、第7期の介護保険事業計画(平成30～令和2年度)中に積み立てをしていた介護給付費準備基金を取崩すことにより、保険料基準額を第7期の据え置きとなる月額6,500円と設定しました。

○保険料は、3年間（令和3～令和5年度）の介護給付費の見込量等によって基準額が決まります。

その上で、負担が重くなりすぎないように所得段階に応じて調整されます。

〈所得段階別保険料〉 宜野湾市の保険料（月額基準額）＝6,500円

所得段階	対象者	月額保険料	年額保険料
第1段階	●生活保護の受給者 ●高齢福祉年金の受給者で、 本人及び世帯全員が市民税非課税の方 ●本人及び世帯全員が市民税非課税で、 本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.50 ※(0.30)	39,000円 (23,400円)
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、 本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え、 かつ120万円以下の方	基準額×0.65 ※(0.40)	50,700円 (31,200円)
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、 本人の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える方	基準額×0.75 ※(0.70)	58,500円 (54,600円)
第4段階	本人は市民税非課税だが世帯内に課税者がいる場合で、 本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.9	70,200円
第5段階	本人は市民税非課税だが世帯内に課税者がいる場合で、 本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超える方	基準額 (6,500円)	78,000円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.25	97,500円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上かつ210万円未満の方	基準額×1.3	101,400円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上かつ320万円未満の方	基準額×1.55	120,900円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上かつ400万円未満の方	基準額×1.6	124,800円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上かつ500万円未満の方	基準額×1.8	140,400円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上かつ600万円未満の方	基準額×1.85	144,300円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上かつ800万円未満の方	基準額×2.0	156,000円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が800万円以上かつ1,000万円未満の方	基準額×2.05	159,900円
第14段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1000万円以上の方	基準額×2.3	179,400円

・年額保険料は端数処理しています。

※上記（ ）内は第1段階～第3段階の乗率で国・県・市からの公費投入による保険料軽減分を加味しております。

・保険料算出例：第4段階 6,500円（月額基準額）×0.9×12か月＝70,200円

〈所得段階別保険料の推移〉

	第4期保険料	第5期保険料	第6期保険料	第7期保険料	第8期保険料
所得段階	平成21～23年度	平成24～26年度	平成27～29年度	平成30～令和2年度	令和3～令和5年度
第1段階	29,700円	34,500円	36,300円	39,000円	39,000円
第2段階	29,700円	34,500円	47,190円	50,700円	50,700円
第3段階	44,600円	44,900円	54,450円	58,500円	58,500円
第4段階	53,500円	51,800円	65,340円	70,200円	70,200円
第5段階	59,400円	62,100円	72,600円	78,000円	78,000円
第6段階	74,300円	69,000円	90,750円	97,500円	97,500円
第7段階	89,100円	86,300円	94,380円	101,400円	101,400円
第8段階	98,100円	103,500円	112,530円	120,900円	120,900円
第9段階	107,000円	113,900円	116,160円	124,800円	124,800円
第10段階	—	124,200円	130,680円	140,400円	140,400円
第11段階	—	138,000円	134,310円	144,300円	144,300円
第12段階	—	—	145,200円	156,000円	156,000円
第13段階	—	—	148,830円	159,900円	159,900円
第14段階	—	—	166,980円	179,400円	179,400円

※第7期保険料及び第8期保険料においては、第1段階～3段階について、国・県・市からの公費投入による保険料軽減があります。

(1) 宜野湾市（単独）の保険料減額

第2、3段階介護保険料は、次のいずれにも該当する場合は減額することができます。

- ①非課税世帯で、前年中の世帯収入金額（預貯金を含む）が120万円以下（本人を除く世帯員がいる場合は1人につき35万円を加える）である者。
- ②資産を活用しても、なお生活が困窮していると認められる世帯に属する者。
- ③市町村民税課税者と生計を共にしていない者。
- ④市町村民税課税者に扶養されていない者。

介護保険料減額実績（宜野湾市介護保険条例第13条及び規則第19条の2）

減免区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
A. 災害等による収入減等	件数	5件	1件	6件	12件	8件
	金額	143,180円	37,200円	183,700円	351,200円	269,700円
B. 宜野湾市の独自減免等	件数	3件	2件	2件	1件	2件
	金額	39,840円	31,200円	23,400円	7,800円	31,200円
合計	件数	8件	3件	8件	13件	10件
	金額	183,020円	68,400円	207,100円	359,000円	300,900円

※令和2年度の新型コロナウイルス感染症に関わる減免を除く。

障害者控除対象者認定申請及び認定件数（宜野湾市障害者控除対象者認定実施要綱）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
申請件数	110	97	80	100	94
認定件数	110	97	80	100	94

身体障害者手帳や療育手帳などの交付を受けていない方でも、65歳以上の方で障害者に準ずるものとして市長の認定を受けている場合は、障害者控除の対象となり、市県民税や所得税の控除が受けられます。

要支援・要介護の認定を受けている被保険者が申請対象となります。

(2) 介護保険料の調定・収納状況

現年分の調定・収納状況について

本市の介護保険財政は、介護保険財源の50%を保険料とし、その内の23%を65歳以上（第1号被保険者）の方が納める保険料でまかないます。介護保険制度における第1号被保険者の保険料は、基本的には負担能力に応じた9段階の所得段階別の保険料設定ですが、宜野湾市は平成27年度より14段階にし、より個々の所得に応じた保険料設定としております。年金収入等が年額18万円以上であれば特別徴収（年金天引）、18万円未満であれば普通徴収（納付書払い）となります。

① 現年度分の調定・収納状況（各年度5月31日現在）

（単位：円）

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
調定	特別徴収	1,083,452,790	1,226,699,600	1,242,987,400	1,247,362,500	1,255,370,000
	普通徴収	177,801,840	195,256,890	192,505,880	202,120,380	217,528,250
	合 計	1,261,254,630	1,421,956,490	1,435,493,280	1,449,482,880	1,472,898,250
収納済	特別徴収	1,085,618,570	1,228,688,370	1,245,440,660	1,249,899,600	1,257,273,900
	普通徴収	139,284,810	158,068,770	160,234,580	173,167,950	193,926,625
	合 計	1,224,903,380	1,386,757,140	1,405,675,240	1,423,067,550	1,451,200,525
還付未済額	特別徴収	2,165,780	1,988,770	2,453,260	2,537,100	1,903,900
	普通徴収	212,490	229,600	254,430	73,100	344,500
	合 計	2,378,270	2,218,370	2,707,690	2,610,200	2,248,400
収入未済額	特別徴収	0	0	0	0	0
	普通徴収	38,729,520	37,417,720	32,525,730	29,025,530	23,946,125
	合 計	38,729,520	37,417,720	32,525,730	29,025,530	23,946,125

※収納済額には還付未済額を含む

② 滞納分の調定・収納状況について（各年度3月31日現在）

（単位：円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
調定	74,126,370	78,158,080	82,008,400	79,320,330	69,738,720
収納済	9,281,230	11,072,750	17,815,380	14,402,190	13,156,030
還付未済額	19,000	42,600	15,000	0	49,700
収入未済額	64,864,140	67,127,930	64,208,020	64,918,140	56,632,390

※収入未済額は不納欠損額を含む

③ 年度別収納率の推移

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
現年度分	特別徴収	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
	普通徴収	78.22%	80.93%	83.10%	85.64%	88.99%
	合 計	96.93%	97.37%	97.73%	98.00%	98.37%
滞納分		12.50%	14.11%	21.70%	18.15%	18.86%

5. 介護保険特別会計経理状況

本市の介護保険制度の運営は、第1号被保険者・第2号被保険者の納めていただく保険料で50%、市負担が12.5%、県負担12.5%、国負担が25%（5%程度は調整交付金として市区町村の格差を是正）の割合でまかなわれています。

令和3年度介護保険特別会計経理状況

（単位：円）

歳 入			歳 出		
科 目		決算額	科 目		決算額
保険料	介護保険料	1,464,356,555	総務費		180,584,368
分担金及び負担金	負担金	6,652,800	保険給付費	介護サービス等諸費	5,381,639,107
使用料及び手数料	手数料	551,700		介護予防サービス等諸費	104,881,603
国庫支出金	介護給付費負担金	1,156,294,109		その他諸費（審査支払手数料）	6,726,586
	調整交付金	229,712,000		高額介護サービス等費	170,552,483
	事務費補助金	1,687,000		高額医療合算介護サービス等費	17,680,141
	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	50,251,800	地域支援事業	特定入所者介護サービス等費	144,426,920
	地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）	46,358,620		介護予防・日常生活支援総合事業費	183,971,861
	保険者機能強化推進交付金	9,140,000		包括的支援事業・任意事業費	115,056,478
	介護保険保険者努力支援交付金	10,230,000	保健福祉事業費	その他諸費（審査支払手数料）	663,170
	介護保険災害等臨時特例補助金	2,332,000		財政安定化基金拠出金	0
	介護給付費交付金	1,590,440,382	基金積立金	介護給付費準備基金積立金	53,073,000
支払基金交付金	地域支援事業交付金	51,380,000	公債費	財政安定化基金償還金	0
都道府県支出金	介護給付費負担金	839,542,813	諸支出金	その他	0
	財政安定化基金支出金	0		その他（保険料還付金・償還金）	58,020,222
	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	26,619,875	予備費	一般会計繰出金	19,447,828
	地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）	23,179,309			0
財産収入		77,681			
繰入金	介護給付費繰入金 12.5%	748,300,000			
	総務費に係る一般会計繰入金	133,483,000			
	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	23,770,000			
	地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）	23,142,000			
	低所得者保険料軽減繰入金	105,280,500			
	介護給付費準備基金繰入金	55,196,000			
繰越金		63,436,569			
諸収入		2,372,990			
市債		0			
合 計		6,663,787,703	合 計		6,443,865,767

歳入歳出差引残額 219,921,936 円

年度別介護保険経理状況

（単位：円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
介護保険特別会計歳入	5,997,755,393	6,116,140,522	6,395,633,825	6,441,372,674	6,663,787,703
介護保険特別会計歳出	5,826,242,709	5,905,672,784	6,266,148,692	6,377,936,105	6,443,865,767
歳入歳出差引額	171,512,684	210,467,738	129,485,133	63,436,569	219,921,936
財政安定化基金借入金	0	0	0	0	0

6. 地域支援事業

平成26年の介護保険法改正により、地域支援事業の内容が見直されました。これまでの介護予防事業が「新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」に再編され、包括的支援事業に在宅医療・介護連携推進事業や認知症施策推進事業等の新たな事業が社会保障充実分として追加されました。

「地域支援事業」は「（１）介護予防・日常生活支援総合事業」、「（２）包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）」、「（３）包括的支援事業（社会保障充実分）」、「（４）その他の任意事業」で構成されています。

（１）介護予防・日常生活支援総合事業（介護保険法第115条の45第1項） --- 3款1項1目 財源（国負担：25.0%、県負担12.5%、市負担12.5%、その他50.0%）

① 介護予防・生活支援サービス事業

要支援１・２の介護認定を受けた方もしくは基本チェックリストにより生活機能の低下がみられる方を対象に実施します。

ア. 事業対象者数

基本チェックリストにより生活機能の低下がみられ、事業対象者として決定した方

（単位：人）

事業対象者数	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
かいほう	83	46	40	38	49
ぎのわん	88	51	49	53	63
ふてんま	65	54	52	52	53
ふれあい	73	62	47	35	53
合計	309	213	188	178	218

イ. 通所型サービス実施状況

要支援１・２の介護認定を受けた方または事業対象者の方に対し、「通所型現行相当サービス」「通所型サービスC（短期集中予防サービス）」を実施し、介護予防と日常生活の自立の支援を行います。

a. 通所型現行相当サービス

平成27年度までは介護予防通所介護として介護給付事業で実施。平成28年３月より総合事業へ移行。

（単位：件・千円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
件 数	4,935	5,261	4,838	4,241	4,071
支給額	122,800	130,252	112,665	88,091	87,222

b. 基準緩和型通所サービス（通所型サービスA）（単位：人・千円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
参加者人数	7	6	18	15	9
参加延人数	62	44	107	90	200
決算額	546	476	1,208	1,130	710

c. 通所型サービスC（短期集中予防サービス）

ADLやIADLの改善に向けた支援が必要な方を対象に、運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムを3～6ヶ月の短期間で集中的に実施します。

c-1. 疼痛改善教室：委託

（単位：回・人・千円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施回数	36	36	35	24	28
参加者人数	18	23	22	15	20
参加延人数	173	228	195	136	154
決 算 額	1,335	1,439	1,394	1,294	1,347

c-2. 筋力向上トレーニング教室：委託

（単位：回・人・千円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施回数	264	288	156	97	95
参加者人数	70	114	61	48	43
参加延人数	1,446	1,727	1,039	745	683
決 算 額	12,917	15,477	8,182	5,757	6,043

c-3. 認知機能低下予防教室（楽農クラブ）：委託

（単位：回・人・千円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施回数	35	35	32	30	31
参加者人数	5	5	5	7	4
参加延人数	146	156	124	141	104
決 算 額	1,814	1,794	1,655	1,584	1,600

c-4. 口腔機能向上プログラム：介護長寿課（単位：回・人）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施回数	12	12	12
参加者人数	9	9	6
参加延人数	46	38	29

●令和元年度で事業終了

c-5. かんたん！まーさん料理教室：介護長寿課（単位：回・人）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施回数	12	12	12
参加者人数	9	8	6
参加延人数	43	35	25

●令和元年度で事業終了

複合型教室へ移行

c-6. 複合型（運動・栄養・口腔）教室：介護長寿課（単位：回・人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施回数	3	36	22
参加者人数	7	12	4
参加延人数	20	159	68

ウ. 訪問型サービス実施状況

要支援１・２の介護認定を受けた方または事業対象者の方に対し、「訪問型現行相当サービス」や「口腔機能向上プログラム」や「栄養改善プログラム」を実施し、介護予防と日常生活の自立支援を行います。

a. 訪問型現行相当サービス

平成27年度までは介護予防通所介護として介護給付事業で実施。平成28年度より総合事業として実施。

(単位：件・千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件 数	1,973	2,245	2,152	2,244	2,383
支給額	35,669	38,837	36,489	38,782	41,219

エ. その他の生活支援サービス実施状況

a. 配食サービス

調理が困難な、要支援認定を受けた方または事業対象者で、かつ独居又は高齢者世帯に対して、定期的に居宅に訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、安否を確認することにより、高齢者が安心して健康で自立した生活を継続できるよう支援する事業です。

(単位：人・千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者人数（月平均）	68	73	72	71	77
実 施 数	10,700	11,616	12,123	12,546	13,728
決 算 額	6,650	7,253	7,825	8,423	9,210

● 一食あたり料金

平成30年度迄：普通食600円（自己負担金300円）／特別食700円（自己負担金400円）

令和元年度以降：普通食650円（自己負担金350円）／特別食750円（自己負担金400円）

② 一般介護予防事業

65歳以上のすべての高齢者を対象に、下記の介護予防事業を実施します。

ア. 筋力向上トレーニング事業（いきいき筋力アップ教室）：委託（単位：回・人・千円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施回数	72	72	91	75	43
参加者人数	103	87	83	81	37
参加延人数	806	845	871	674	293
決 算 額	3,149	3,266	3,526	3,094	1,803

イ. 運動器の機能向上事業（がんじゅう広場）：委託（単位：回・人・千円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施回数	40	82	84	87	60
参加者人数	93	152	152	90	64
参加延人数	1,119	1,154	1,678	700	544
決 算 額	3,010	3,010	3,187	3,231	2,376

ウ. はごろも長寿大学：委託（単位：回・人・千円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施回数	14	15	15	－	9
参加者人数	44	32	32	－	24
参加延人数	472	402	380	－	181
決 算 額	616	616	627	0	466

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を途中中断。

エ. 高齢者体力測定会：委託（単位：回・人）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施回数	22	－	－	－	－
参加者人数	395	－	－	－	－

●平成29年度で事業終了

オ. 栄養・お口の健康教室：介護長寿課（単位：箇所・回・人）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施箇所数	－	－	－	5	6
実施回数	9	8	9	5	6
参加者人数	39	39	38	71	79
参加延人数	99	87	93	71	79

※令和2年度より出張健康講話へ（ミニデイ・通いの場など）

カ. はつらつ元気サポーター養成講座：委託（単位：回・人）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施回数	20	10	8	1	－
参加者人数	25	15	21	7	－
参加延人数	166	117	72	7	－

(2) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

（介護保険法第115条の45第2項/第115条の46第1項） ― 3款2項4目

財源（国負担：38.5%、県負担19.25%、市負担19.25%、その他23.0%）

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるようにするためには、高齢者の状態の変化やニーズに応じて、介護サービスをはじめさまざまなサービス等が切れ目なく提供される必要があります。

こうした高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関として「地域包括支援センター」が日常生活圏域ごとに4ヶ所設置されています。

地域包括支援センターが管轄する日常生活圏域の区分と基本情報

（令和4年3月末時点）

地域包括支援センター	管轄地区	人口	高齢者数	高齢化率	独居世帯	高齢者世帯
ふてんま	野嵩1区・2区・3区、普天間1区・2区・3区、新城、喜友名	18,663	4,313	23.1%	1,571	659
かいほう	伊佐、大山、真志喜、宇地泊、大謝名、大謝名団地、嘉数ハイツ	29,307	5,619	19.2%	1,812	994
ふれあい	真栄原（佐真下）、嘉数、我如古、上大謝名	23,901	4,661	19.5%	1,544	823
ぎのわん	中原（赤道・上原）、愛知、宜野湾、長田	28,031	5,632	20.1%	1,710	1,044
	宜野湾市全体	99,902	20,225	20.2%	6,637	3,520

※高齢世帯は共に65歳以上の世帯

地域包括支援センターは、地域支援事業のうち主に包括的支援事業（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）を行っています。さらに包括的支援事業（社会保障充実分）が、平成28年度より新たに加われました。また、指定介護予防支援業務（介護予防サービス計画）も実施しています。

① 介護予防ケアマネジメント業務

要支援者及び基本チェックリスト該当者（事業対象者）に対し、介護予防・生活支援を目的に、対象者の心身の状況等に応じて、対象者の選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行います。

② 総合相談支援事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行います。

相談件数等（延べ）

（単位：件）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
介護保険その他保健福祉サービスに関すること	6,497	6,958	6,224	9,062	8,848
権利擁護（成年後見制度等）に関すること	301	239	198	461	388

③ 権利擁護事業

地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない等困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳ある生活を営むことができるよう専門的・継続的視点からの支援を行います。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築、支援困難事例等への指導・助言を行うものです。

(3) 包括的支援事業（社会保障充実分）（介護保険法第115条の45第2項） — 3款2項6・7・8・9目

財源（国負担：38.5%、県負担19.25%、市負担19.25%、その他23.0%）

平成27年度の制度改正では包括的支援事業へ新たに、「認知症施策の推進」、「地域ケア会議の推進」、「生活支援サービスの体制整備」、「在宅医療・介護連携の推進」に係る事業が位置づけられました。これらの事業を充実させ、それぞれの地域にあった地域包括ケアシステムを構築していくことが求められています。

①認知症施策推進事業

ア．認知症初期集中支援推進事業

認知症に係る専門的な知識・技能を有する医師の指導の下、市や地域包括支援センターの複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問、観察・評価、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行う。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施回数(回)	10	11	8	9	10

イ．認知症地域支援・ケア向上事業

認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置し、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図るものです。

表1. 要介護（要支援）認定を受けている65歳以上高齢者の「認知症高齢者の日常生活自立度」調査結果（沖縄県実施）

（令和4年3月31日現在）

		要介護（要支援）認定者数	自立	ランク I	ランク II a	ランク II b	ランク III a	ランク III b	ランク IV	ランク M	前年度との増減 (R2-R1) II a以上
宜野湾市	人数(人)	2,867	244	656	632	564	546	128	94	3	...
	割合(%)	100.0%	8.5%	22.9%	22.0%	19.7%	19.0%	4.5%	3.3%	0.1%	...
	人数(再掲)	2,867	900	ランク II a以上 1,967							185
	割合(再掲)	100.0%	31.4%	68.6%							-2.3ポイント
沖縄県	人数(人)	60,685	8,010	12,101	9,561	15,152	11,281	1,718	2,757	104	...
	割合(%)	100.0%	13.2%	19.9%	15.8%	25.0%	18.6%	2.8%	4.5%	0.2%	...
	人数(再掲)	60,685	20,111	ランク II a以上 40,573							1,411
	割合(再掲)	100.0%	33.1%	66.9%							-1.1ポイント

（参考）認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

（平成15年3月24日 老老発第0324001号から抜粋）

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが日常生活は家庭内及び社会にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記 II の状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理等それまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記 II の状態がみられる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応等一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記 III の状態がみられる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声、奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記 III の状態が見られる。	ランク III aに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難だが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランク III に同じ
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患がみられ、専門医療を必要とする。	

②地域ケア会議推進事業（自立支援型地域ケア会議）

法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントとなっているか、他職種協働による個別事例の検討等を行い、介護支援専門員または地域包括支援センターの資質向上に努めています。

（単位：回・ケース）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施回数	11	11	10	4	13
検討ケース数	44	44	40	16	40

③生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議体の設置等により、担い手やサービスの開発を行い、高齢者の社会参加及び生活支援・介護予防の充実の推進を図ります。

第1層の市町村区域の協議体を市、第2層の中学校区域の協議体を宜野湾市社会福祉協議会が主体となって平成28年度より実施しているところです。

④在宅医療・介護連携の推進

高齢化が進む中、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしが送れるよう在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係間の連携を推進することを目的に下記の8つの事業を平成29年度より取り組んでいます。

- ア. 地域の医療・介護の資源の把握 イ. 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ウ. 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- エ. 医療・介護関係者の情報共有の支援 オ. 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- カ. 医療・介護関係者の研修 キ. 地域住民への普及啓発
- ク. 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

（4）その他の任意事業（介護保険法第115条の44第2項）―― 3款2項5目

財源（国負担：38.5%、県負担19.25%、市負担19.25%、その他23.0%）

① 家族介護用品支給事業

要介護4又は5の高齢者を在宅で介護している非課税世帯の家族の方へ、紙おむつ等が購入できる介護用品支給証を交付し、家族の負担軽減を図ることを目的としています。

家族介護用品支給事業実績

（単位：人・枚・千円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
支給人数	34	31	27	32	30
支給枚数	368	308	256	279	235
決 算 額	1,956	1,621	1,533	1,557	1,431

② 家族介護慰労金支給事業

要介護4又は5に相当する重度の要介護者でかつ低所得者の高齢者を、介護保険サービスを利用しないで介護を行っている家族へ年額10万円の慰労金を支給する事業です。介護者の精神的及び経済的負担の軽減を図るとともに、高齢者の在宅生活の継続及び向上を図ることを目的としています。

家族介護慰労金支給事業実績

（単位：人・千円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
支給人数	0	0	0
決 算 額	0	0	0

● 令和元年度事業終了

③ 成年後見制度利用支援事業

判断能力が欠ける者や判断能力が不十分な者（認知症高齢者等）が、在宅や施設入所等の契約による福祉サービスの利用が必要であるが、配偶者や四親等内の親族がいない、若しくは申し立てを拒否している場合、市長が本人の保護を図るために家庭裁判所に対し申し立てを行い福祉のサービス等が受けられるようにすることを目的としています。その際の申立て費用や後見人への報酬の助成を行う事業です。

成年後見制度利用支援事業実績

(単位：人・千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
市長申し立て件数	0	1	6	14	7
後見開始件数	0	1	4	10	7
報酬助成利用件数	12	2	13	14	22
決 算 額	1,913	352	2,313	2,648	3,666

※ 平成30年度から支払年度を変更し、次年度支払いとした。

④ 「食」の自立支援事業

要介護認定を受けている、おおむね65歳以上の独居又は高齢者世帯で、かつ市内に支援者のいない非課税世帯を対象とし、定期的に居宅に訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、安否を確認することにより、高齢者が安心して健康で自立した生活を営むことができるよう支援する事業です。

【食の自立支援】配食サービス事業実績

(単位：人・回数・千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者人数（月平均）	23	15	21	26	25
実 施 数	3,173	1,836	2,980	3,733	3,960
決 算 額	1,935	1,135	1,897	2,460	2,601

● 一食あたり料金

平成30年度迄：普通食600円（自己負担金300円）／特別食700円（自己負担金400円）

令和元年度以降：普通食650円（自己負担金350円）／特別食750円（自己負担金400円）

⑤ 認知症サポーター等養成講座

認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成し、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成する。

(単位：人・回)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
キャラバンメイト登録人数（累計）（宜野湾市）	112	120	129	134	134
認知症サポーター講座開催数	33	33	23	9	19
サポーター養成数	764	597	502	113	187

⑥ 認知症高齢者等見守りおかえり支援ネットワーク事業

宜野湾市社会福祉協議会、宜野湾警察署、宜野湾市が相互に連携して、「認知症高齢者等見守りおかえり支援ネットワーク」を構築することにより、高齢者や障がい者等の日頃の見守りや認知症高齢者等が道迷いで行方不明になった際にいち早く発見・保護するネットワークの充実・強化を図り地域の見守り体制や安全を確保し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域を目指します。

また、見守りおかえりサポーターとは、日頃地域で活動している団体・企業などで本活動の趣旨に賛同し、通常業務や活動の中で見守りや認知症高齢者等の捜索に協力を行う団体・企業のことです。

見守りおかえりサポーター：39団体56事業所（令和4年3月末）

7. 保健福祉事業

地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制が「地域包括ケアシステム」です。

市町村は「地域包括ケアシステム」の構築に向けて地域支援事業に加えて、介護者支援、介護予防等、市町村が被保険者及び介護者に対し必要と判断した場合、保健福祉事業を行うことができます。

(1) 高齢者住宅改修費助成事業（介護保険法115条の49）--- 4 款 1 項 1 目

財源（第1号被保険者保険料）

高齢者の安心・安全な生活を支援するため、住宅改修に必要な経費を一部助成することにより高齢者の介護予防及び自立支援の促進を図ることを目的とする事業で、令和3年10月から開始しています。

※事業対象者かつ市が定める要件に合致した者に、上限5万円の助成を行っています。

（単位：人・千円）

	令和3年度
件 数	12
支 給 額	578

8. 介護保険の現状と今後の展望

平成12年度より開始された介護保険制度は、介護を社会全体で支える制度として定着しているところですが、その一方で年々増加する高齢者人口に伴い要介護認定者数の増加、介護給付費の増加へとつながっています。令和3年度末の要介護（要支援）認定者数は3,333人で、令和2年度より72人の増となっています。また、令和3年度の介護給付費は、約58億2千6百万円と、令和2年度に比べて約1億5千万円の増加となっています。

本市において、平成29年度末と令和3年度末の総人口推移と高齢者人口の伸びを比較すると、平成29年度は、人口97,845人に対し、65歳以上の人口18,004人で高齢化率18.40%でありましたが、令和3年度は、人口99,902人、65歳以上の人口20,225人で高齢化率20.24%と増加の一途をたどっています。市総人口の増加率は約102%ですが、高齢者人口の増加率は約112%と人口の伸びに比較し高齢者の人口が伸びているという状況がうかがえます。

令和3年3月に策定しました「第8期 宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、高齢者の状態を客観的な視点でよりの確に把握するため、第7期計画に引き続き、国から示された調査票に準じ、日常生活圏域高齢者ニーズ調査を実施しました。高齢者が住みなれた地域で自立した生活を営むための「地域包括的ケアシステム」の構築に向けた取り組み、介護予防や認知症施策の推進などについて策定しております。また、引き続き低所得層への負担軽減を図りつつ、地域密着型サービス事業所の施設整備や介護医療院といった介護給付の増大が見込まれるサービスを勘案しながら、介護給付費準備基金を取崩して繰入することで、第8期（令和3年度～令和5年度）の保険料基準額におきましては、第7期保険料月額基準額の据え置きとなる月額6,500円（年額78,000円）で14段階に細分化しております。

今後、高齢者人口増による、介護サービス給付費の上昇を緩和するため、平成18年度より発足した地域包括支援センターを拠点に予防事業の充実・強化を図り、要介護（要支援）状態への移行を防ぎます。平成23年度に、日常生活圏域に一か所の地域包括支援センターを整備し、さらに施設志向から住み慣れた地域で充実した介護サービスが受けられる在宅ケア主体に移行できるよう、第8期宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に沿った地域密着型サービスの充実を図ります。

平成28年3月に、「介護予防事業」から「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」という。）へ移行しました。総合事業は、介護予防訪問介護等を移行し、要支援者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」からなります。

「介護予防・生活支援サービス事業」は、要支援認定を受け介護予防訪問介護と介護予防通所介護を利用する要支援者と、基本チェックリストで介護予防・生活支援サービス事業対象者（以下「事業対象者」という。）となった者を対象とします。

本市の高齢化率は県内・全国と比較すると低いものの、今後上昇することが見込まれることや、高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加も予測されることから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向け今後も取り組んでいきます。